

# 市長行政報告

(令和2年第4回多摩市議会定例会)

報告事項が 3 件ございます。

第 1 件目として、10 月及び 11 月に開催された東京都市長会関係の主な審議内容について、ご報告申し上げます。

はじめに、10 月 26 日に開催された令和 2 年度第 5 回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項 3 件あり、主な連絡事項 2 件について報告いたします。

1 件目は、生活文化局から「コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立」について説明がありました。

東京の活力の源泉である「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化を目的として、10月1日に「一般財団法人東京都つながり創生財団」を設立した。財団は、「多文化共生社会づくり」と「共助社会づくり」を機能とし、順次取り組みを開始する予定とのことでした。

2 件目は、「東京都後期高齢者医療広域連合からの報告」でした。

市長会及び町村会からの「施設偏在に

よる財政負担を是正するための都広域  
連合独自の財政調整のしくみ構築につ  
いて」の要請を受け、これまで住所地特  
例に関する検討を継続してきた件につ  
いて、法律面やシステム面での課題を踏  
まえ、医療給付費による財政調整案又は  
条例改正による対応案ではなく、保険者  
インセンティブ交付金を財源とする新  
たな対応案を作成し、今年度から実施す  
るとのことでした。

続いて議案審議事項4件について報  
告いたします。

議案第1号の「多摩26市間の職員交  
流方針（案）」については、組織・風土

等の相互理解を深化させ、先進事例や課題を共有することで広域的に連携して事務事業を共同執行する風土を醸成することを目的に、多摩26市間での職員交流を進めていく方針について審議され、了承されました。

議案第2号の「軽自動車申告書受付業務等に関する事務経費見直し」については、昭和48年から軽自動車税申告書受付業務等を委託している軽自動車三団体から、業務を行う支所数の増加等に伴い事務経費の負担金の増額要望があったことを受け、東京都市税務事務協議会により増額の妥当性について検討した

結果が報告され、了承されました。

議案第3号の「市町村における行政のデジタル化への取組に関する要望(案)」については、9月25日に市長会として東京都に対して要望を行った「多摩地域における行政のデジタル化への取組に関する要望」について、東京都町村会と連名で、あらためて東京都に対して要望することが審議され、承認されました。

議案第4号「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について了承されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」について報告され、了承されました。

続きまして、11月25日に開催された令和2年度第6回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が2件ありました。

1件目は、環境局から「宮城県大崎市の災害廃棄物の都内での受入終了」について報告がありました。

令和2年2月から10月まで、協定に基づき都内清掃工場で処理を行ってきた宮城県大崎市の災害廃棄物について、現地での処理に目途が立ち、広域処理を終了したいとの申し入れを受けたこと

から、予定を切り上げて、受入れを終了したとのことでした。

2件目は、総務局から「令和2年職員の特別給に関する人事委員会勧告の概要」について説明がありました。

勧告は、特別給の年間支給月数を0.10月分引下げ、期末手当で実施するという内容で、特別給は10年ぶりの引下げとなりました。なお、特別給以外の給与については、別途必要な報告・勧告を予定しているとのことでした。

続いて、議案審議事項として、4件の審議が行われました。

議案第1号の「事務処理特例による移



譲事務の取扱い」については、東京都から提案のあった「大気汚染防止法に基づく事務」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務」、「土砂災害防止法に基づく事務」及び「建築主事設置市に係る事務」に関する事務処理特例による事務の移譲について、東京都市企画財政担当部長会における協議結果が報告され、承認されました。

なお、これらのうち多摩市が移譲対象となっているのは「大気汚染防止法に基づく事務」で、法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から開始される解体等

工事前に実施する事前調査結果の報告  
受付等の事務が移譲されることとなり  
ます。

議案第2号の「令和3年度東京都市長  
会分担金」については、各市の分担金に  
ついて承認されました。多摩市の分担金  
は269万円で、今年度比  
22万9,000円の増となっています。

議案第3号の「令和3年度都市税財源  
の充実確保」については、税制改正の動  
きに対する全国市長会からの要請活動  
の依頼への対応について審議しました。  
その結果、全国市長会から示された「地  
方一般財源総額と地方交付税総額の確

保」、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保」、「固定資産税の安定的確保」、「軽自動車税等の確保」及び「ゴルフ場利用税の現行制度の堅持」という5項目に、「地方法人課税のあり方」及び「ふるさと納税の抜本的な見直し」を加えた全7項目について、東京都市区長会として関係各所に要請していくことが決定されました。

議案第4号「各種審議会委員等の推せんに」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

次に報告事項として2件の報告がされ、このうち「『多摩地域が一体で取り

組む観光地域づくり』の推進に向けた取組の総括（中間報告）」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各市町村とも市長会の支援事業等を活用できる状況ではなくなったことから、予定を変更し、今年度に至るまでの「平成28年度政策提言の具体化の取り組み」の総括の実施を行うこととしたことについて報告され、了承されました。

第2件目として、「元職員による慰謝料等請求訴訟事件の判決について」、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、平成31年2月18日に原告で

ある本市元職員が本市に対し、「不当な人事異動をされたこと」及び「休職後に人事課からのパワーハラスメント行為を受けたこと」により精神的苦痛を受けたとして、慰謝料等を求める訴訟を、東京地方裁判所に提起したものです。

このことについて、令和2年10月8日に相手方の請求をすべて棄却する第一審の判決が言い渡されました。

なお、本件につきましては、相手方から控訴が提起されておりますので、引き続き適切に対応して参ります。

第3件目として、新型コロナウイルス感染症の感染者等に関する東京都から

の情報提供等の状況について、これまでの経緯も含めてご報告いたします。

東京都による感染者等に関する情報の公表については、当初、居住地が「都内」で統一されていたものが、4月1日から市区町村別患者数として累積値が公表されるようになりました。

しかしながら、5月半ばに、当時「調査中」とされていた過去の患者分を整理した数値が、何らの説明も付されずに突如として計上される事態が生じ、市として「新型コロナウイルス感染症の感染者数等について適切な情報提供を求める声明」を出すに至りました。

その後も、適切な情報の公表は、市民の感染予防のための行動の後押しになるとの認識のもと、私自身も7月の東京都市長会などにおいて、東京都に要望を続けてまいりました。

市議会においても、7月に臨時会を開催し、「新型コロナウイルス感染症情報の公表及び市PCR検査センターへの財政的支援を求める意見書」を可決し、東京都に提出いただくなど、議会・行政が問題意識を同じくして、声を上げていただきました。

こうした動きに応え、東京都も7月29日からの公表情報では、累計患者数に

加えて既に退院等をされた方の累計数も併記する見直しを行いました。

また、多摩市議会の動きは、更に広まり、8月には東京都市議会議長会としての意見書提出などにもつながりました。

こうした声の結果、9月8日からは、本市のような保健所未設置の自治体に対し「週報」、さらに10月13日分からは、「日報」という形で感染者情報の提供が行われるようになり、入院されている方、宿泊療養されている方などの内訳も含めた「現在の患者数」や、直近の年代別男女別の感染者の状況等も市として公表できるようになりました。



第3波ともいわれ、改めて市民一人ひとりの行動が重要となってくる中で、東京都からの情報提供や公表が進んできたことの意義は大きいものと考えています。

保健所未設置の自治体という点では、この他にも、声を上げていくべきことは様々にあるものと思いますが、引き続き議会と一体となって、感染拡大の防止に向けて取組をすすめてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます、市長行政報告

と致します。

**(令和2年第4回多摩市議会定例会)**